

※営繕・・・建築物の営造と修繕のこと（建築物の新築・増築・修繕及び模様替えなど）

市営住宅青葉町団地のエレベーターを改修しています！

市営住宅青葉町団地エレベーター改修工事

平成15年度に建設した市営住宅「青葉町団地」のエレベーターを改修しています。

青葉町団地のエレベーターは、建設後21年が経過し、その間の法令改正等により既存不適格箇所が発生していました。

このため、今回の改修工事により、既存不適格となっていた部分を解消する工事を行い、より耐震性の高いエレベーターとすることで、入居者の安全性の向上を図っています。



「既存不適格」とは？

「既存不適格」とは、新しく制定・改正された法令等に適合していない状態のことを指しています。

新法への適合義務は免除されておりますが、より安全・安心な暮らしを実現するために、「既存不適格」箇所の改善をすることは、重要とされております。

【工事概要】 場 所：青葉町一丁目 地内
所 管 課：建築住宅課
工事概要：市営住宅青葉町団地のエレベーター既存不適格及び老朽改修工事

【受 注 者】三菱電機ビルソリューションズ(株)中部支社静岡支店



藤枝市
Fujieda City

都市建設部 建築住宅課
「安全・快適・住まいで“スマイル”」

